

Title	櫻井準也君博士学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2011
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.80, No.2・ 3 (2011. 6) ,p.153(251)- 157(255)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20110600-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

櫻井準也君博士学位請求論文審査報告

論文題名：遺跡・遺物の社会史

—わが国における遺跡・遺物の認識と利用の問題
を中心に—

論要旨

櫻井準也君による「遺跡・遺物の社会史—わが国における遺跡・遺物の認識と利用の問題を中心に—」は、遺跡や遺物をそれらが構築・使用された時代を語る資料として扱うだけではなく、遺跡や遺物が本来の目的で使用されなくなった後の時代の人々に、過去のモノがどのように認識され、利用されていたか、すなわち、遺跡・遺物がどの時代においても常に社会的存在であったという問題を考古学的研究として扱ったものである。論文は二部構成で、総ページ数二〇五の合計七章から成る。目次は以下の通りである。

序 章 研究の目的と方法

第一節 考古学史から遺跡・遺物認識論へ

第二節 研究の方法

第三節 先行研究

第一部 わが国における遺跡・遺物認識の系譜

第一章 先史時代

第一節 「過去」の遺跡の認識と忌避

第二節 「過去」の遺物の認識と転用

第二章 古代

第一節 記録された「過去」の遺跡

第二節 古墳の破壊・忌避・再利用

第三節 記録された「過去」の遺物

第四節 「過去」の遺物の採集・転用

第三章 古代末～中世

第一節 記録された「過去」の遺跡

第二節 古墳の盗掘・破壊

第三節 古墳・「やぐら」の再利用・転用

第四節 「過去」の遺物の転用

第四章 近世

第一節 記録された「過去」の遺跡

第二節 古墳の学術発掘

第三節 遺跡の転用

第四節 記録された「過去」の遺物

第五節 遺物の転用

第五章 遺跡・遺物認識の系譜

第一節 先史時代における遺跡・遺物認識

第二節 古代における遺跡・遺物認識

第三節 古代末～中世における遺跡・遺物認識

第四節 近世における遺跡・遺物認識

第二部 遺跡・遺物の諸相

第六章 伝説にかかわる遺跡・遺物

第一節 「記憶装置」としての遺跡・遺物

第二節 伝説と結びつく遺跡・遺物

第三節 歴史と結びつく遺跡・遺物

第四節 証拠品としての遺物

第七章 遺跡・遺物利用のポリテイクス

第一節 古墳再利用の意味

第二節 地域史に組み込まれた古墳

第三節 年号の捏造・改ざんと村おこし

第四節 流行神になった横穴墓

第五節 遺跡まつりと地域おこし

終 章 遺跡・遺物認識論から遺跡・遺物の社会史へ

第一節 社会的存在としての遺跡・遺物

第二節 遺跡・遺物の社会史へ向けて

序章では、大森貝塚の調査を嚆矢とするわが国の近代考古学が、戦後発掘件数の急増、専門分野の細分化、ハイテク・自然科学的分析の導入など、研究をめぐる環境が大きく変化するなかで、学史的研究が低調になっていることを論じ、これに対しては過去の遺跡・遺物に関する後世の人々の「認識」という新たな視点が特に重要であることを述べている。そして、こうした点からの研究においては、発掘資料を用いた遺跡・遺物の再利用・転用などといった問題への考古学的分析と同時に文献史料に表れてくる後世の人々の過去のモノの扱い方も注意深く読

み解く必要があることを説く。

そうした目的と方法を示したうえで、以後の第一部では、わが国の歴史上の時期を、遺跡・遺物に関する後世の人々の認識という問題設定に照らして、先史時代、古代、古代末〜中世、近世と四つに区分してその流れを詳細に紐解いていく。

まず、先史時代においては文字通り、史すなわち文字による記録が存在しないため、その検討は困難ではあるが、遺跡に残された僅かな痕跡からもさらに古い時期のモノに対する認識を探求し得るとしている。例えば、縄文時代の配石墓の石材がのちの時代に別の遺構へと転用されたり、墓として意識された部分を避けて後の遺構が造られている事例などが示されている。遺物においても縄文時代の土器の特殊な部位や石鏃をはじめとする様々な遺物が、出土状況から判断して、後世において装飾品や祭祀用具として利用された可能性の高いことなども指摘されている。

古代では、先史時代と同様に過去のモノの転用や忌避が認められると同時に、多くの文献に縄文時代の貝塚の存在を推定しうる記載や古墳を表現したものが登場することが強調される。また、この時期の都城造営に伴う古墳の破壊・忌避・再利用の記載が多出し、実際近年の平城京跡などの調査結果においても古墳が破壊されている事例のあることも示された。また、縄文時代の石鏃が雷雨などと共に空から降ってくるものとして当時の人々に認識されていたという興味深い記載や、同じく縄文時代の遺物でも石刀などは数千年後の古代人に採集され、当時の

人々の住居内へ搬入されている例などが考古学的事実として紹介されている。

次の古代末から中世の時期にも、記録された「過去」の遺跡・遺物が多く存在し、誤って古墳を破壊してしまった事例に加えて、副葬品をあさる、いわゆる盗掘が各地で横行する時期として把握され、かの『徒然草』にもこれを嘆く記載までも生じているとしている。時代性を反映した例としては、古墳石室の材や石仏までが城郭の石垣に多用されたりするという、過去の遺跡・遺物への忌避意識の低い新興武士勢力の行為がとらえられている。

近世においては、中世以前に増して記録された「過去」が多いが、ことに新田などの開発行為によって、先史時代の遺跡・遺物や墳丘のあまり目立たない古墳が新たに発見されている時期としてもとらえられている。そして、江戸初期には徳川光圀による学術的な目的による下野国の二つの古墳の発掘調査例、その後の時期には偶然見つかった桑山古墳（山口県）の人骨や副葬品およびそれらの出土状況の詳述なども残されるようになった事例が紹介される。さらに、この時期には縄文時代の土器・石器類の出土・発見が急増し、それらの詳細な絵画的記録や記載も増え、十七世紀から十八世紀にかけては新井白石をはじめとする一部の知識人の間では、石鎌や石刀が空から降ってきたものではなく「石器人工説」が定着した時期としている。

第一部のまとめに当たる「遺跡・遺物の認識の系譜」においては、先史時代から近世に至る各時期における人々の過去の遺

跡やモノに関する対応や認識が、再利用・転用・忌避などからはじまり、忌避意識のない支配者の行為へ、さらには近世では、遺跡遺物の発見増によって記載例が急増するだけでなく、人工物として観察および研究的な動きへと伸びていったとする。日本の歴史のそれぞれの時期における社会情勢や人々の心性を表すもの、すなわち「遺跡・遺物の社会史」として把握できるとしている。

第二部の諸論考では、遺跡の一部がその土地の伝説と結びつき、その内容を後世へ伝えていく際に補強する役割を演ずることがあったことを詳述する。例えば、厚手の縄文土器片が後世の館の古瓦と誤認されて、いわゆる長者伝説が各地で生成された可能性を指摘している。また、弥生時代の渡来人の集団墓地とされている山口県土井ヶ浜遺跡に関しては、この遺跡周辺には弘安四年（一二八一）に博多を襲った蒙古軍の一部が漂着し日本側がこれを破ったという蒙古襲来伝説があるため、数百年後の近世の文献にある「石のころうと（屍櫃）」が土井ヶ浜遺跡の石棺、「蒙古人」とされた人骨が弥生人骨であると推測している。さらに、歴史上の人物と結びついた遺跡としては、縄文土器片を源義家が奥州征伐の際に酒宴で使用した土器（かわらけ）と誤認された東京都目黒区の土器塚（大橋北遺跡・縄文時代中期）の事例などが紹介された。このように過去の遺跡・遺物が、伝説の「真実」を裏付ける証拠の品としての役割を担ったことを明らかにする。

また、遺跡の発掘調査は単なる学術研究の面を持つだけでは

ないことを、明治四一年(一九〇八)の横浜市岩瀬山横穴群の発掘調査の事例をもとに分析し、それが「村おこし」のイペントでもあったことを論ずる。さらには現代の遺跡まつりとして栃木県佐野市の「くずう原人まつり」を取り上げ、考古学者・形質人類学者の求める証拠は否定されても、ロマンの存在を核に「町おこし」が成功した例であり、遺跡は民衆にとつて「まつり」の素材として消費される存在であるとも指摘している。

終章では、近代考古学が定着しつつあった時代においては、神武陵が国家によって捏造された遺跡であったこと、あるいは遺跡・遺物が民族や国家の古さを証明するということよつて、民族意識やナショナリズムの高揚のために利用されやすいことを指摘する。最後に、本研究のまとめとして、「遺跡・遺物の社会史」が従来の考古学史を再構成するとともに、隣接分野に対して考古学の新たな可能性を示し得ることを強調している。

審査要旨

櫻井準也君による本論文は、現代から見た「過去」の遺跡・遺物そのものに対する考察から、その後の人々の認識へと視野を広げることに成功した、という点において画期的なものであるといえる。まず、その手法は前段において、わが国の歴史を政治・経済・文化・社会などによる基準の時間枠を超えて、先史、古代、古代末から中世、近世と、独自に区分している。そして、それぞれの時期の人々の過去のモノに対する認識を探るという、客観的な考察が極めて斬新である。さらに後段におい

ては、遺跡・遺物に関する「伝説」と「ポリテイクス」という観点から数多くの事例を取り上げ、その詳細な分析により、遺跡・遺物に対する当時の人々の認識とその利用について多面的かつ実証的に論証している。その中でも特に膨大な新聞記事を用いて論考した近代における遺跡・遺物の民衆意識研究や、フィールド調査を通して検証した現代社会における遺跡・遺物利用の分析などは極めて優れた論考となっている。これらは、今後の考古学と社会との関わりを考えていく上で示唆に富んだ研究であるといえる。

また、本研究であげられている考古学的資料が歴史学・民俗学・各種人類学・社会学など周辺諸分野にも活用できることを具体的に提示した点や、扱われている資料・史料も先史時代から現代に及び、文献史料に関してはこれまでほとんど注目されてこなかったものが多い点なども、従来の考古学研究とは一線を画するものであるといえる。このように資料・史料の分析方法からみても、二部からなる構成の組み立て方法からみても説得力ある論文として高い評価に値するものである。

しかし、その一方で若干の問題点も存するように思う。例えば、古墳の転用についてである。古墳は造営当初、墳丘面を葺石が覆っていたが、七世紀後半になって墳丘に樹木が植えられたという事実がある。これによって古墳の景観が大きく変わったものと考えられるが、考古学の立場からもかかる問題についての論及がなされてよいだろう。古墳と樹木との関係については、近世の陵墓に植えられていた樹木が近代に陵墓整備のため

に大きく変化するという指摘も参考にされてよい。また、史料解釈上の問題としては『播磨国風土記』の玉丘伝承に關し、細部におよぶ問題ではあるが、朝日夕日に「玉」（葺石）が光り輝くので「玉丘」と命名したというのであつて、いわゆる朝日長者伝説とは無縁のものと考えるべきであろう。

しかし、これらの問題点を櫻井君の研究に対する批判点として過大に取り上げる必要は全くあるまい。同君が挑んだ「遺跡・遺物の社会史」の研究対象はあまりにも広く、一個人の力ですべての時期のすべての資料・史料を博搜し、完璧に説明していくことはもとより不可能と思われるからである。

むしろ、従来ほとんど注目されてこなかつた境地に鋭く深く踏み込んだ本論文の意義は、いささかも揺らぐものではないと信じる。そして、本研究の成果が考古学界のみならず、歴史学や民俗学、さらには文化財政策学など他の多くの学問分野にも新たな一石を投じることになるものとして高く評価したい。以上により審査員一同は、本論文の著者、櫻井準也君が博士（史学）の学位を授与されるに相応しいと判断する。

論文審査担当者

主査	慶應義塾大学文学部・教授	阿部祥人
副査	慶應義塾大学文学部・教授	三宅和朗
副査	法政大学大学院人間社会研究科・教授	馬場憲一
学識確認	慶應義塾大学文学部・教授	阿部祥人

二〇〇九年度修士論文要旨

〔日本史学専攻〕

鎌倉幕府裁許状の裁許文言に関する若干の考察

丹村 義

本稿は、笠松宏至氏によつて指摘された中世法や裁判の特異性を念頭に置きつつ、鎌倉幕府裁許状に多用されている裁許文言や用語を切り口として、鎌倉幕府の裁判のあり方を考察したものである。

第一章では、枝葉と悪口、狼藉、無証拠、胸臆という用語の使用例を基に具体的な意味を明確化すると共に、裁許状における位置付けを考察した。その結果、これらの用語は、当該訴件を排斥する不及沙汰裁許に主として採用されたキーワードであり、その根拠を端的に表明するものであつた。それ故に、これらの用語は、用語の一般的意味を越える法律用語として使用され、政治性を有していたと考えられる。

第二章では、不及沙汰裁許の成立要件を明らかにすると共に、不及沙汰裁許の時期による数量的変化と政治的施策との関係を通じて幕府裁判のあり方の一面を考察した。不及沙汰裁許の成立要件には、「A」訴訟管轄外、「B」準則違反、「C」審理不可、「D」勝敗明確、「E」合意成立、「F」慣習に立脚の六類